

## 「選ばれる青森」への挑戦資金（雇用創出枠等）に関するQ&A

※本Q&Aでは、「選ばれる青森」への挑戦資金において、雇用創出計画により優遇金利の適用を受ける場合や雇用創出枠を利用する場合の諸条件について記載しています。

### 【基本的事項】

問1. この融資を利用する条件は何ですか。

(答)

この融資を利用するためには、融資実行後6ヶ月以内に新たに常用従業員（正社員）を原則2人以上雇用する計画があることが必要です。ただし、例外として、雇用する常用従業員が新規学卒者等（※）の場合には1人のみ雇用する計画でも対象となります。（以下、この計画による融資を「雇用創出枠等」といいます。）

（※）新規学卒者（問2参照）のほか、障害者、中高年非自発的離職者（問3参照）、新型コロナウイルス感染症関連離職者（問4参照）（以下「新規学卒者等」といいます。）、又は小規模企業者が雇用する場合は該当します。

問2. 「新規学卒者」の範囲はどこまでが対象となるのですか。

(答)

新規学校卒業者（令和3年3月卒業の者）、及び学校卒業後3年以内の未就職者を対象とします。また、「学校」とは基本的に学生証（生徒手帳）があるところは全てというイメージであり、具体的には、中学、高校、短大、大学、大学院、専修学校、各種学校、職業能力開発校となります。

問3. 「中高年非自発的離職者」とは、具体的にどういう人のことを言うのですか。

(答)

中高年非自発的離職者とは、満45歳以上で、自己の都合や自己の責めに帰すべき理由等によらないで離職した者、つまり、倒産解雇等の事業主都合により離職した人が該当し、定年退職者及び雇用期間満了により離職した者は該当しません。

県では、中高年非自発的離職者に該当するかどうかを「離職票」の離職理由欄または「雇用保険受給資格者証」の離職理由コード（「11」「12」「21」「22」「31」「32」いずれかに該当）等により確認します。

問4. 「新型コロナウイルス感染症関連離職者」とは、具体的にどういう人のことを言うのですか。

(答)

新型コロナウイルス感染症離職者とは、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方をいい、次に該当する方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症により影響を受ける企業等から解雇等により離職した者（内定取消を含む。）
- ② 新型コロナウイルス感染症により事業継続が困難となった個人事業者または法人の代表者等及びその家族

問5. 「小規模企業者」とは、具体的にどういう事業者のことを言うのですか。

(答)

小規模企業者とは、原則として常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービスを主たる事業とする事業者については、5人）以下の会社及び個人により事業を行っている方をいいます。

問6. 融資実行前に既に雇用している場合、また、既に内定している場合は対象となりますか。

(答)

融資実行後6ヶ月以内に雇用することが条件となっていることから、融資実行前に雇用している場合は原則対象外です。ただし、融資申込後に雇用した場合（新型コロナウイルス感染症関連離職者に限り融資申込前の雇用を含む。）は対象とします。

また、既に内定している場合は、融資実行後6ヶ月以内に雇用されるのであれば、対象となります。

問7. ハローワークの「トライアル雇用奨励金」を利用して雇用する場合に、この制度も利用することはできますか。

(答)

雇用創出枠等の条件（融資実行後6ヶ月以内に正社員として雇用すること等）を満たすことができるのであれば、差し支えありません。（雇用関係の他の奨励金・助成金制度についても同様です。）

問 8. 利用するためには、どこに申し込みをすれば良いでしょうか。

(答)

県内取扱金融機関の窓口にご相談の上、お申し込み下さい。

問 9. 条件に該当すれば、必ず借りられるのですか。

(答)

条件に該当しても必ず借りられるものではありません。

実際の借入の際は、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

問 10. 借りられる金額や融資利率は、雇用する人数により決まるのですか。

(答)

融資額については、雇用人数に応じて決まるものではありません。具体的な事業計画に基づき必要と認められる金額について融資の申込をしていただき、それに対して、金融機関及び信用保証協会が金融上の審査をすることとなります。

融資利率については、融資の対象となる事業及び雇用人数に応じ、年0.7%、0.9%又は1.1%のいずれかが適用されることとなります。(問 22 参照)

問 11. 事業者の負担として、利息とは別に保証料率もかかるのですか。

(答)

本制度は、県信用保証協会保証付きの制度であるため、融資利率とは別に、県信用保証協会に対する保証料が必要となります。

保証料率は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じて、年0.45～1.90%（責任共有制度対象）の範囲内で適用されます。なお、これによらずに特別の保証料率が適用される場合があります。

問 12. 保証付き融資で借入残高があるのですが、利用できますか。

(答)

信用保証協会による一企業当たりの信用保証枠の範囲内であればご利用可能です。ただし、金融機関及び信用保証協会の審査がありますので、上記の内容を無条件で受けられるものではありません。

## 【雇用の要件】

問 13. 正社員として雇用するのでなければ、この制度を利用できないのですか。

(答)

雇用創出枠等で融資を受けた者は、融資実行後6ヶ月以内に、「雇用期間の定めのない」常用従業員（正社員）を原則2名以上雇用し、法律上義務付けられている「雇用保険及び健康保険に加入させる」ことが必要です。また、雇用した者を、雇用開始日等から「1年以上継続して雇用」することが必要です。

契約社員等、雇用の期限の定めのある雇用契約の者を正規雇用に変換した場合には、常用従業員（正社員）の対象となります。

融資実行後に、上記の条件を満たさないことが判明した場合には、実行時の融資利率が変更されることとなりますのでご注意ください。（問 21 参照）

問 14. 労働保険や健康保険に加入していないのですが、制度の対象に該当しますか。

(答)

法律上、労働保険及び健康保険の加入が義務付けられている事業者は、法律に基づき雇用者を加入させることが条件となっています。

したがって、雇用保険は必ず、また、健康保険についても強制適用事業所に該当する場合（※）は雇用者を加入させる必要があります。（ただし、法律上、適用除外となる場合を除く。）

（※）法人事業所はすべて健康保険の強制適用事業所に該当します。個人事業所については、業種及び従業員数により判断されます。強制適用事業所に該当するかどうか不明な場合は、日本年金機構（旧社会保険事務所）にご確認ください。

問 15. 雇用した従業員が自己都合で退職した場合はどうなるのですか。

(答)

当該制度に基づき雇用した者については、「雇用期間の定めのない」雇用契約を前提とした上で、1年以上継続雇用していただくことが要件です。

雇用した者が自己都合退職等、事業者の責めによらない理由により離職した場合には、雇用要件欠格報告書（所定の様式）を県に提出するとともに、速やかに後任者を補充（正社員として雇用）し、通算で1年以上雇用していれば、要件を満たしたものとみなします。

なお、当初、新規学卒者等を1名のみ雇用する計画として融資を受け、当該新規学卒者等が上記理由で離職した場合においては、後任者として補充する者は新規学卒者等に該当しない者1名でも良いこととします。（ただし、県に対し当該新規学卒者等に係る雇用の報告をし、県が当該雇用の事実を確認した場合に限ります。）

問 16. 新規学卒者を雇用する場合、学校卒業後に就業歴がある場合は「未就職者」に該当しますか。

(答)

「未就職者」とは、学校卒業後に安定した職業に就いた経験がない者（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない者）をいいます。

学校卒業後に正規職員として就職した経験がある場合でも、1年未満で退職している場合には未就職者に該当します。また、雇用保険の対象とならないアルバイトなどの場合は、1年以上継続していた場合でも未就職者に該当します。

問 17. 雇用する予定の者が県外在住者でもよいのですか。

(答)

県内雇用の促進を図ることを目的としているため、雇用された従業員は住所地を県内に置くことが条件となります。

但し、県内に本社を置く事業者が県外において事業活動をするケースがありますので、県外の支店や営業所等に対象従業員を配属する場合に限っては、当該被雇用者の住所地が県外となる場合でも、対象として認めることとします。

問 18. 定年退職予定者の補充として新規学卒者を雇用する予定である場合も対象となりますか。

(答)

新規学卒者の雇用を促進するため、対象となります。ただし、定年退職者を継続雇用する場合は対象となりません。

問 19. 常用従業員（新規学卒者含めて）が家族従業員でもよいのですか。

(答)

個人企業の場合、有給であってもその者が事業主と生計を一つにしている親族であれば常用従業員とは認められません。法人企業の場合、雇用関係が確認できれば認められます。

## 【雇用の報告】

問 20. 雇用の要件の履行確認はどのように行われるのですか。

(答)

雇用創出枠等により融資を受けた者は、雇用開始時、及び雇用開始等から1年経過後、すみやかに雇用状況を県に報告することが義務付けられていますので、それぞれ、下記により書類を提出し、県の確認を受ける必要があります。

(1) 雇用開始時の報告にあたっては、次の書類の提出が必要です。

- ①常用従業員雇用状況報告書（取扱要領別紙様式1-1）
- ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ③雇用契約書（又は労働条件通知書）の写し
- ④健康保険証の写し（健康保険の強制適用事業所の場合。問14参照）
- ⑤直近の労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ⑥新規学卒者等を雇用した場合は、当該事実を確認できる書類（下記いずれか）
  - 新規学卒者の場合：卒業証明書または卒業証書の写しなど
  - 障害者の場合：障害者手帳の写しなど
  - 中高年非自発的離職者の場合：離職証明書（取扱要領別紙様式6）に加えて雇用保険受給資格者証の写しまたは離職票の写しなど
  - 新型コロナウイルス感染症関連離職者の場合：  
新型コロナウイルス感染症関連離職等申立書（取扱要領別紙様式7）に加えて離職票の写しまたは離職証明書（取扱要領別紙様式6）

(2) 雇用開始等から1年経過時の報告にあたっては、次の書類の提出が必要です。

- ①常用従業員雇用状況報告書（取扱要領別紙様式1-2）
- ②賃金台帳の写し
- ③直近の労働保険概算・確定保険料申告書の写し

問 21. 雇用状況の報告は必ずしなければなりませんか。

(答)

雇用創出枠等により融資を受けた者は、雇用状況の報告を必ずしなければなりません。もし雇用状況の報告を怠った場合や報告書類の提出を拒否した場合には、雇用の要件を欠くものとみなします。また、速やかに報告をしない場合で報告の提出の要請等に応じない場合も、同様に要件を欠くものと判断する場合があります。また、雇用の要件を欠くこととなった場合は、融資利率が変更されることとなりますのでご注意ください。（問22参照）

問 22. 県が雇用状況を確認した際、雇用の要件を満たさないことが判明した場合、  
どうなるのですか。

(答)

もし雇用の要件を満たしていないことが判明した場合には、事業者に対して速やかに要件を充足（または是正）することを求めますが、雇用の要件が満たされない場合には、取扱要領の規定により、融資実行時の融資利率が変更される（引上げられる）こととなります。

【例 1】融資対象事業が「前向きな取組（要綱 2 (1)～(8)）かつ正社員 2 名（または一定の要件を満たす場合 1 名）の雇用を創出する事業」である場合

○融資実行時の融資利率 0.9% →（雇用要件不充足）→ 1.1%

(※)融資利率 0.9%を適用する条件を満たしている場合（若者、女性、シニア、UIJターンによる創業）には変更ありません。

(※)融資利率 1.0%を適用する条件を満たしている場合（創業支援事業計画に基づいて各市町村が設置する創業相談窓口を利用した創業、又は三者連携協定に関する融資を受けた場合）には、1.0%となります。

【例 2】融資対象事業が「前向きな取組（要綱 2 (1)～(8)）かつ正社員 3 名以上の雇用を創出する事業」である場合

○融資実行時の融資利率 0.7% →（雇用要件不充足）→ 1.1% (※)

(※)融資利率 0.9%を適用する条件を満たしている場合（若者、女性、シニア、UIJターンによる創業、又は常時使用する従業員を新たに 2 人（新規学卒者等は 1 人）以上雇用）には、0.9%となります。

(※)融資利率 1.0%を適用する条件を満たしている場合（創業支援事業計画に基づいて各市町村が設置する創業相談窓口を利用した創業、又は三者連携協定に関する融資を受けた場合）には、1.0%となります。

【例 3】融資対象事業が「前向きな取組に該当しないが、正社員 2 名（一定の要件を満たす場合 1 名）以上の雇用創出を計画した事業」（要綱 2 (9)雇用創出枠）である場合

○融資実行時の融資利率 1.1% →（雇用要件不充足）→ 金融機関所定利率 - 0.3%

問 23. 雇用の要件を欠くに至り、融資利率が変更となった場合、時期が経って、再び雇用の要件を満たしたときには、元の融資利率に再度変更となるのですか。

(答)

雇用の要件を欠き、融資利率が変更された場合には、再度要件を満たす状況になった場合でも変更前の融資利率に戻ることはありません。

問 24. 雇用した者が1年経たずに退職した場合、何か報告が必要ですか。

(答)

当該制度に基づき雇用した者が、自己都合退職等、事業者の責めによらない理由により離職した場合には、雇用要件欠格報告書(所定の様式)を県に提出し、速やかに後任者を補充(正社員として雇用)してください。(問 15 参照)

#### 【その他】

問 25. 融資実行後に雇用対象者を1年以上継続雇用していても、業況の悪化で従業員全体数が減少となった場合は、要件を欠くことになりますか。

(答)

制度上、事業計画に係る雇用の創出を要件としているため、当該事業計画に基づき雇用した者を1年以上継続雇用していれば、要件に該当することになります。

問 26. 経済上の理由により、事業所として雇用調整を行わざるを得ない状況に陥り、融資対象雇用者の解雇を行わないまでも、休業、教育訓練、出向等させることになった場合、要件を欠くことになるのですか。

(答)

事業計画に係る雇用の創出を要件とする制度の趣旨を踏まえると好ましい状態とは言えませんが、事業者の経営状況を勘案し、要件に該当するものとして取扱います。



問 27. 雇用を伴う創業の場合、「選ばれる青森」への挑戦資金の融資対象である「創業する事業」と「雇用創出枠」の両方を利用することはできますか。

(答)

利用は可能ですが、雇用創出計画による優遇利率の適用を受けるためには、「創業する事業」で2名(0.9%)又は3名(0.7%)、「雇用創出枠」で2名の雇用が別々で必要になります。

問 28. この制度はいつまで利用できますか。

(答)

令和4年3月31日までに融資実行されたものが対象となります。

問 29. 本制度について、Q & A以外のことで聞きたいのですが、どこに問い合わせればよいですか。

(答)

制度の内容については、県商工政策課商工金融グループ (Tel017-734-9368) までご照会下さい。